

鳥取県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、鳥取県議会議長及び鳥取県知事から平成20年11月17日付鳥取県監査委員公告第12号で公表した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月6日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子

第1 監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

1 勧告に係る措置状況

勸 告	措置状況
<p>1 「使途等が不適正な政務調査費を県に返還させること」について</p> <p>使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について不適正な使途等を是正させ、及び必要に応じて当該不適正な使途等に係る政務調査費の返還をさせる措置を講ずること。</p>	<p>監査委員の監査の結果に基づく収支報告書の修正は、平成20年12月4日までに行われた。</p> <p>また、収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同月15日までに全額返還された。</p> <p>政務調査費返還額 7,200円</p>
<p>2 「不当な支出を是正させる措置をとること」について</p> <p>平成20年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）により議会活動の範囲が明確化されたことも踏まえ、政務調査費の対象外経費の例示を追加記載するなど、鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第4条第2項に基づき定められた政務調査費の使途及び手続に関する指針（以下「ガイドライン」という。）の一層の改善充実に努めるとともに、全ての議員に対してガイドラインの記載内容を周知徹底すること。</p>	<p>ガイドラインについて、平成21年1月9日に一部修正を行い、修正内容と適切な執行について全ての議員へ周知徹底した。</p>

2 意見に係る措置状況

意 見	措置状況
<p>ガイドラインに関しては、次のような改善すべき課題があるものと思われる。</p> <p>（1） 証拠書類としてカード支払明細等を添付する場合、利用するカードによっては、記載される内容が利用日と利用金額のみのものがあり、内容が不十分なものが見受けられた。</p> <p>政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか、又は当該支払明細等に内</p>	<p>ガイドラインに追記した。</p>

<p>容を付記すること。</p> <p>(2) 公共料金や燃料代等を口座振替又はクレジット払いによる方法で支払うときは、利用月から1か月以上遅れて口座引き落としされる場合がある。また、リース料、保険料、定期刊行物購読料等については、年間分又は半期分をまとめて支払う場合がある。</p> <p>これらの場合は利用月と支払月がずれるため、利用年度と支払年度が異なった例が、かなりの議員（23名）に見受けられた。</p> <p>本来、政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査研究に必要な経費に対して支給するものであるが、このような口座振替等の方法で支払う場合は、従来から例外的に支払日の属する年度で整理することができることとされているが、その取扱いについて規定されたものはない。</p> <p>このような例外的な取扱いについては、対象経費についての誤解が生じないようにするためにも理由を明記して、ガイドラインの中に規定すべきであること。</p> <p>(3) 経費の支出が預金口座からの引き落としによる場合については、預金通帳の該当部分の写しを提出することとなっているが、事務作業量の軽減等を図るため、公共料金等の継続的に口座振替するものについては、その通知の写しの提出をもって預金通帳の該当部分の写しの提出に代えることができるようにすべきであること。</p> <p>(4) ガイドラインに記載されている政務調査費の対象外経費の例示は、必ずしも十分ではなく、例えば、誤解を招くようなカード年会費、洗車代等については、例示として具体的に記載すること。</p> <p>(5) 調査研究活動とその他の活動が渾然一体となっているような活動を政務調査費に充当するような場合には、活動内容の実態に応じたあん分により行うこととなっている。そのあん分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにすることとなっており、各議員の判断に委ねられているものである。</p> <p>しかし、そのあん分率の算定根拠については、必ずしも明確になっておらず、感覚的に設定されている場合もあると思われる。あん分の変動により、大きく金額が動くような経費もあ</p>	<p>ガイドラインに追記した。</p> <p>ガイドラインに追記した。</p> <p>ガイドラインに追記した。</p> <p>ガイドラインにおいて、政務調査活動以外の活動として、議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは対象外とすることを明示しており、これらを除いた政務調査活動の率（あん分率）を算定し、証拠書類にあん分の根拠を明示することを明記している。</p> <p>調査研究活動とその他の活動を整然と峻別することは困難であり、また、政務調査活動の形態は個々の議員により異なることから、共通ルールをガイドラインに明示することは困難である。</p>
--	--

<p>るため、このあん分率を算定する場合の共通ルールをガイドラインに明示するなどして、一層の透明性の確保を図りたい。</p> <p>(6) 共通経費（政務調査活動とその他の議員活動等のそれぞれに必要と思われる経費）のあん分に係る円未満の端数処理の方法が定められていないので、ガイドラインの中に明記すること。</p> <p>(7) 平成20年度に実施された監査において、収支報告書の修正又は証拠書類の修正若しくは整備が必要な者が全議員の4割（14名）もあったことから、ガイドラインの議員への周知は必ずしも十分ではなかったと思われるため、より一層の周知を図るべきであること。</p>	<p>ガイドラインに追記した。</p> <p>ガイドラインの修正内容と適正な執行について、公文書により全議員に周知徹底した。</p>
---	--

第2 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

勸告	措置状況
<p>1 「使途等が不適正な政務調査費を県に返還させること」について</p> <p>使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について不適正な使途等を是正させ、及び必要に応じて当該不適正な使途等に係る政務調査費の返還をさせる措置を講ずること。</p>	<p>不適正な使途等の指摘のあった収支報告については、議長に対し平成20年12月4日までに必要な修正報告が行われたことを確認した。</p> <p>また、指摘のあった政務調査費の返還については、同月12日付けで通知したところ、同月15日までに全額納付されたことを確認した。</p>
<p>2 「不当な支出を是正させる措置をとること」について</p> <p>平成20年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）により議会活動の範囲が明確化されたことも踏まえ、政務調査費の対象外経費の例示を追加記載するなど、ガイドラインの一層の改善充実に努めるとともに、全ての議員に対してガイドラインの記載内容を周知徹底すること。</p>	<p>ガイドラインについては、議会において、平成21年1月9日に勧告を踏まえた改正が行われたことを確認した。</p> <p>また、同月20日付けで、議長から全議員に対し、改正後のガイドラインの内容及び政務調査費の適切な執行について周知徹底の通知が行われたことを確認した。</p>